

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」

2. 案の公表の日 平成 27 年 3 月 21 日

3. 意見提出期間 平成 26 年 12 月 27 日から平成 27 年 1 月 26 日まで
(30 日間)

4. 意見提出実績

総数 2 件（個人のみ）、延べ 9 項目

- ・封書 1 件
- ・電子掲示板 1 件

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6. 方針案及び計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

課税課税務管理係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
I 基本情報		
	<p>財産調査の内容として区から金融機関、勤務先等へ調査書を送付し、回答書を返送してもらうこととなっているが、どこまで個人の財産を調査できるのか、その具体的な方法を知りたい。</p>	<p>財産調査については、地方税法第331条に基づき滞納処分を行うため、滞納者の所有している財産について国税徴収法第141条に規定する方法により調査を行うものです。</p> <p>なお、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携は番号法第19条第1号から14号に規定される範囲以外では利用ができないため、現在、番号法により法定されている範囲においては、金融機関や勤務先等への調査において個人番号（マイナンバー）を利用することはありません。</p>
	<p>軽自動車の課税通知について 自治体からの通知で個人番号を使う場合、通知書の中に番号を明記するのか。そうであれば、郵便が返戻された時や配送の時など、盗まれて番号を知られることがありうるのではないかと。郵便局から、個人情報漏洩するリスクはないか。</p>	<p>納税通知書には地方税法施行規則に基づき個人番号が記載され、郵送により納税義務者へ送付されます。郵便事業自体は本評価書の範囲ではありませんが、郵便法、刑法などにより信書の秘密は確保されていると考えております。</p>
III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策		
	<p>給与支払書の提出について eTaxを使わずに電子媒体で自治体に提出（郵送）する場合、csvファイルにパスワードをかけることが必要だと思うが、言及がない。また、その際、パスワードは、媒体とは別に送信する必要があるが、その受入れ体制の準備について、自治体として明記すべきである。 事業所は、個人番号をきちんと管理する必要があることを、自治体としても、周知徹底すべきである。</p>	<p>eTax及びeTaxによらない電子データの提出方法については総務省の定めるところとされ、当該部分のリスク及びリスク対策について本評価書の対象範囲としないことから記載を行っていません。</p> <p>なお、給与支払報告書の提出に関する個人情報の取扱いの重要性につきましては、毎年税務署と共催で実施している年末調整説明会等の機会を通して、事業所の給与支払報告書事務担当者への周知に努めております。</p>
	<p>委託先の人の作業について 「II 特定個人情報ファイルの概要」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」(P27)等に「物理的に区画された専用の室でのみ操作」とあるが、その専用の室に入室する場合、携帯電話やメモ用紙、筆記具などの持ち込みについてはどのような管理策を講じているのか。</p>	<p>物理的に区画された専用の室におけるセキュリティ対策については、特定個人情報保護評価書の「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」(P113、P121)に個人情報の適切な管理、目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止等を包括的に記載しているところです。当該室の管理手順にはすでに禁止事項として、「写真機・ビデオカメラ等による撮影、録音装置の使用、携帯電話の使用については、杉並区職員、委託事業者ともに禁止とする」ことを明記し、運用し</p>

		<p>ているところですが、今回のご指摘を踏まえ、携帯電話の使用禁止等について評価書に追記する修正を行いました。</p> <p>(追記内容)</p> <p>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。</p>
委託先について	<p>「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」(P27)等にある委託事業者の従事者は、正社員で、個名まで判明している人に限るのか。また、その点について評価書に明記すべきである。</p>	<p>委託業務に従事する者については、特定個人情報保護評価書の「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」(P112、P120)に記載しているとおり、委託事業者に提出を義務付けている実施体制に明記されている者に限定しております。</p>
再委託先の許諾について	<p>「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」(P27)等に「再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している」とあるが、どのような場合に許諾を行っているのか。また、許諾の条件等について評価書に明記すべきである。</p>	<p>再委託の承認については、契約条項に合致し、かつ個別の案件ごとに当該契約の担当部署が、再委託の妥当性を確認し、必要と認める場合にのみ承認を行っているため、許諾の条件等について、一律に記載することはできず、評価書に記載しておりません。</p>
	<p>「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。）」(P36)等で「照会を受けたら都度」との記載内容が頻出するが、これはすべて自動応答によるものか。</p> <p>また、この「自動応答」することについては、12月に区民意見聴取を行っている住民基本台帳に関する「特定個人情報保護評価書(案)」(P109)で、「特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している」としていることと不整合となるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり情報提供ネットワークの中間サーバの機能において、自動応答不可フラグの設定が可能であり、今回の「地方税に関する全項目評価書(案)」においても情報連携ファイル(中間サーバ上の特定個人情報ファイル)の「6. 特定個人情報ネットワークとの接続」リスク5不正な提供が行われるリスク(P131)において、同様の措置を記載しています。なお、本機能は、DV被害者に係る情報提供など特に慎重な対応を要するものについて、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うこととなります。</p> <p>以上により、通常の情報照会を受けた都度、提供を行い、特に慎重な取り扱いが必要な特定個人情報を提供する際に、自動応答不可フラグ設定を想定しているものであり、記載の不整合はないものと判断しております。</p> <p>また、情報の照会・提供は特定個人情報保護評価書のⅡ5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)で記載された提供先、根拠、用途の範囲でのみ行うものとなります。</p>

その他(評価書全般に対するご意見)	
<p>今回の評価書(案)は税についての項目ばかりで、社会保障、災害対策についての項目がない。</p>	<p>区で実施する特定個人情報保護評価については、番号法第26条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第4の2」により、原則として番号法別表第一の事務の単位で実施することとされています。今回の区民意見聴取の対象とさせていただいているのは、「地方税に関する事務」(番号法別表第一16の項に規定される事務)の評価書となりますので、社会保障・災害対策の項目はありません。なお、社会保障関連の区民意見聴取を必要とする各事務については、今後順次、今回と同様の手続きによりご意見を伺ってまいります。</p>
<p>今回の評価書(案)の形式は、個人情報保護の観点から、漏洩等のリスクについて、どこが問題なのかを気がつく形式になっていない。区民に理解してもらうための作りとは思えない。今回の区民意見聴取は法定であるのだから、「あれ、ここ大丈夫かな」と不安に思うだろう箇所について、「こんな対策とっていますよ。OKなら、もしくは気になるようならご意見ください」と示す形式とすべきである。</p>	<p>特定個人情報保護評価書の形式については、番号法第26条に定められる指針である「特定個人情報保護評価指針」の「第5特定個人情報保護評価の実施手続」3特定個人情報保護評価書に定められる様式により作成することとされており、今回の「案」の記載内容については、「特定個人情報保護評価指針」の他、特定個人情報保護委員会の示した「特定個人情報保護評価指針の解説」、内閣官房「社会保障・税番号制度」のホームページ (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html)にある「全項目評価書 記載要領案」等を参照し、記載しているところです。</p> <p>また、区では、個人情報保護を重視する観点及び区の特定期間個人情報保護評価に対する取組をご理解いただくため、特定個人情報保護評価書(案)の区民意見聴取及び第三者点検について、実施が義務付けられる全項目評価に加え、重点項目評価についても実施することとしています。</p>

地方税に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
P24 P70, P83 3. 特定個人情報の入手・使用 P55 6. 特定個人情報の保管・消去 P110 2. 特定個人情報の入手 P119 3. 特定個人情報の使用 P114 5. 特定個人情報の提供・移転	<p>①入手元 ・情報システム担当課</p> <p>③消去方法 ・情報システム担当課</p> <p>リスク4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ・情報システム担当課</p> <p>リスク1. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 ・情報システム担当課</p> <p>リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容 ・情報システム担当課</p>	<p>①入手元 ・<u>情報政策課</u></p> <p>③消去方法 ・<u>情報政策課</u></p> <p>リスク4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 ・<u>情報政策課</u></p> <p>リスク1. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 ・<u>情報政策課</u></p> <p>リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容 ・<u>情報政策課</u></p>	<p>・正式な部署名に変更</p>
36P 5. 特定個人情報の提供・移転	<p>提供・移転の有無 ・56 件</p>	<p>提供・移転の有無 ・<u>59 件</u></p>	<p>・記載誤り</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
P83 3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法 [○]情報提供ネットワークシステム	②入手方法 [] <u>情報提供ネットワークシステム</u>	・記載誤り
P88 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	③委託先における取扱者数 ・（記載なし）	③委託先における取扱者数 ・ <u>10人未満</u>	・本ページ項目に関する詳細な仕様が確定されていないことから、未記載としていたが、現在想定し得る内容で記載し、今後の仕様確定により決定するよう修正した。
P90 6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間 ・（記載なし）	②保管期間 ・ <u>定められていない</u>	・本ページ項目に関する詳細な仕様が確定されていないことから、未記載としていたが、現在想定し得る内容で記載し、今後の仕様確定により決定するよう修正した。
P110 3. 特定個人情報の使用	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の	・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>けは行えないよう、システム上で制御している。</p> <p>・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御している。</p> <p>・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</p>	<p>紐付けは行えないよう、システム上で制御している。</p> <p>・<u>ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</u></p> <p>・<u>ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。</u></p>	
<p>P113.P121</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>その他の措置の内容</p> <p>(記載なし)</p>	<p>その他の措置の内容</p> <p>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。</p>	<p>★区民等意見提出手続きの意見を踏まえ、包括的な禁止事項に加えて具体的な事例を追記</p>
<p>P119</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p>	<p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> <p>・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。</p> <p>・既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行なわれないよう、システム上で制御する。</p> <p>・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで登</p>	<p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> <p>・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。</p> <p>・<u>ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</u></p> <p>・<u>ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録</u></p>	<p>・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御している。</p> <p>・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</p>	<p><u>し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。</u></p>	
<p>P124、P142</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>・システム間の接続制御のため、ファイアウォールを設置することで録外のシステムからの接続が行われないようシステム上で制御している。</p> <p>・ファイアウォール上では、接続の実績についてログを保管する。</p>	<p>・<u>ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</u></p> <p>・<u>ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。</u></p>	<p>・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正</p>
<p>P128,P129</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>情報保護管理体制の確認</p> <p>※平成28年度1月運用開始予定であり、現時点では中間サーバの詳細な仕様や委託業務における機構と自治体の詳細な役割の分担が確定していないため、詳細は、中間サーバの詳細な仕様や機構と自治体の詳細な役割の分担が確定した際に決定する。</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (記載なし)</p> <p>具体的な制限方法 (記載なし)</p>	<p>情報保護管理体制の確認</p> <p><u>委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。※なお、现阶段では中間サーバの機構と自治体の詳細な役割が確定していないため、以下については現在の想定となる。</u></p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 <u>制限している</u></p> <p>具体的な制限方法</p> <p>・<u>委託で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付ける。また、体制に変更</u></p>	<p>・区民等意見提出手続きの意見の趣旨を踏まえ内容を追記した、住民基本台帳に関する評価書の記載を反映</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 （記載なし）</p> <p>具体的な方法 （記載なし）</p> <p>特定個人情報の提供ルール （記載なし）</p> <p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 （記載なし）</p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の</p>	<p><u>があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。</u></p> <p><u>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。</u></p> <p><u>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。</u></p> <p><u>・操作権限によって画面の表示・入力及び発行する帳票に印字される項目は必要なもののみとする。</u></p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 <u>記録を残している</u></p> <p>具体的な方法 <u>・操作ログを記録する。</u></p> <p>特定個人情報の提供ルール <u>定めている</u></p> <p>委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 <u>・契約で個人情報の持ち出しは認めない。</u> <u>・提供の禁止を契約書に明記する。</u></p> <p>委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の</p>	

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>確認方法 (記載なし)</p> <p>特定個人情報の消去ルール (記載なし)</p> <p>ルールの内容及びルール遵守の 確認方法 (記載なし)</p> <p>委託契約書中の特定個人情報フ ァイルの取扱いに関する規定 (記載なし)</p> <p>規定の内容 (記載なし)</p>	<p>の確認方法</p> <p><u>・契約で個人情報の持ち出し は認めない。</u></p> <p><u>・契約で委託業務実施場所を 区が管理する施設に限定し、外 部への持ち出しを禁止する。</u></p> <p>特定個人情報の消去ルール <u>定めている</u></p> <p>ルールの内容及びルール遵守の 確認方法</p> <p><u>・契約で委託業務実施場所を 区が管理する施設に限定し、外 部への持ち出しを禁止するため、 特定個人情報を含むデータの受 渡しは発生しないため、消去の 委託はしない。</u></p> <p>委託契約書中の特定個人情報フ ァイルの取扱いに関する規定 <u>定めている</u></p> <p>規定の内容</p> <p><u>以下について、個人情報特記 仕様書にて個人情報の取り扱い について明記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・個人情報の適切な管理</u> <u>・秘密の保持</u> <u>・再委託の禁止</u> <u>・目的外の使用の禁止</u> <u>・第三者への提供の禁止</u> <u>・複写及び複製の禁止</u> <u>・個人情報の返還・廃棄</u> <u>・個人情報の取扱いに関する</u> 	

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
	<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (記載なし)</p> <p>具体的な方法 (記載なし)</p> <p>リスクへの対策は十分か (記載なし)</p>	<p><u>立入調査</u></p> <p><u>・事故発生時の報告</u></p> <p><u>・法令及び杉並区の条例遵守</u></p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 <u>十分に行っている</u></p> <p>具体的な方法</p> <p><u>・原則として再委託は行わない</u> <u>が、再委託に関する承認申請書</u> <u>により、再委託理由等を明確に</u> <u>し、区が承認した業者について</u> <u>は、再委託を許諾するとともにセ</u> <u>キュリティ事項について委託と同</u> <u>様の措置を義務付ける。</u></p> <p>リスクへの対策は十分か <u>十分である</u></p>	
<p>P134</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p>	<p>リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 (記載なし)</p> <p>手順の内容</p> <p>当該各事務のシステム及び中間サーバーに関する詳細な仕様により今後確定を行う。</p>	<p>リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 <u>定めていない</u></p> <p><u>手順の内容</u></p> <p><u>原則(1)賦課徴収もしくは(2)軽自動車税ファイルの保存年限と同一とするが、今後システムの</u> <u>詳細な仕様確定により決定する。</u></p>	<p>・本ページ項目に関する詳細な仕様が確定されていないことから、修正前の記載としていたが、現在想定し得る内容で手順を記載し、今後の仕様確定により決定するよう修正した。そのため、消去手順については本評価書提出時点では「定めていない」とした。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
P145 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 主管課で記載(分からなければ情報公開担当に確認すること。)	④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 ・住民税システム(個人分)ファイル ・住民税システム(特別徴収義務者分)ファイル ・軽自動車税システムファイル ・住民登録外者等記録システムファイル	記載漏れ